

◎新潟県告示第254号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項に基づき、くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和8年4月1日

新潟県知事 花 角 英 世

くろまぐろ（小型魚）、くろまぐろ（大型魚）、するめいか及びすけとうだら日本海北部系群に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 くろまぐろ（小型魚）

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|-----------|
| 新潟県くろまぐろ（小型魚）漁業 | 104.3トン |

2 くろまぐろ（大型魚）

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-----------------|-----------|
| 新潟県くろまぐろ（大型魚）漁業 | 131.6トン |

3 するめいか

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|------------|-----------|
| 新潟県するめいか漁業 | 現行水準 |

4 すけとうだら日本海北部系群

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 |
|-------------|-----------|
| 新潟県すけとうだら漁業 | 現行水準 |